

## 風俗行政研究会（有識者会議）委員名簿

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 小田啓二 | NPO法人日本ガーディアン・エンジェルズ理事長 |
| 櫻井敬子 | 学習院大学法学部教授（行政法）         |
| 武田美保 | 三重大学特任教授、オリンピックメダリスト    |
| 中山弘子 | 新宿区長                    |
| 永江 禎 | 株式会社電通法務マネジメント局長        |
| 前田雅英 | 首都大学東京法科大学院教授（刑法）       |
| 山本俊哉 | 明治大学理工学部教授（都市計画）        |

（五十音順）

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の概要

営業の種類		許可・届出	営業場所の制限		
風俗営業	接待飲食等営業	第1号営業	キャバレー等	許可	公安委員会は、許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>営業所が、良好な風俗環境を保全するために特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。</li> </ul>
		第2号営業	料理店、カフェー等		
		第3号営業	ナイトクラブ等		
		第4号営業	ダンスホール等		
		第5号営業	低照度飲食店		
		第6号営業	区画席飲食店		
	遊技場営業	第7号営業	ぱちんこ屋等		
		第8号営業	ゲームセンター等		
性風俗関連特殊営業	店舗型性風俗特殊営業 (ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、出会い系喫茶等)		届出	(店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業・店舗型電話異性紹介営業) <ul style="list-style-type: none"> <li>一団地の官公庁施設(官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項に規定するものをいう。)、学校(学校教育法第1条に規定するものをいう。)、図書館(図書館法第2条第1項に規定するものをいう。)若しくは児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定するものをいう。)又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならない。</li> <li>都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。</li> </ul>	
	無店舗型性風俗特殊営業 (派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売等)				
	映像送信型性風俗特殊営業				
	店舗型電話異性紹介営業 (テレホンクラブ)				
	無店舗型電話異性紹介営業 (無店舗型テレホンクラブ)				
深夜における酒類提供飲食店営業 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     パー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供するものを除く。)                 </div>		届出	都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜(午前0時から日出時までの時間)において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができる。		

## 風俗営業の種別について

		定義の概要	
風俗営業 (風営法第二条第一項)	接待飲食等営業	第1号営業 (キャバレー等)	キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
		第2号営業 (料理店、カフェー等)	待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
		第3号営業 (ナイトクラブ等)	ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業
		第4号営業 (ダンスホール等)	ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみダンスをさせる営業を除く。)
		第5号営業 (低照度飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの
		第6号営業 (区画席飲食店)	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
	遊技場営業	第7号営業 (パチンコ屋等)	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		第8号営業 (ゲームセンター等)	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業

### 接待について (風営法解釈運用基準)

接待とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいう。

この意味は、営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手特定して、談笑、お酌等興趣を添える会話やサービス等を行うことをいう。言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。

# ダンス規制の改正の歴史

## 昭和23年 風俗営業取締法施行

【規制対象】

キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業

賣淫等を取り締まる目的で法が制定される。

## 昭和34年 風俗営業取締法一部改正

【規制対象】

1号 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業

3号 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第1号に該当する営業を除く。)

4号 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第1号又は前号に該当する営業を除く。)

営業の実態に即して分類し、規定が整えられた。

## 昭和39年 風俗営業等取締法一部改正

【規制の追加】

営業所で、18歳未満の者に客の相手となってダンスをさせること、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止した。

## 昭和59年 風俗営業等取締法一部改正

【規制の見直し】

4号営業のうち、ダンス教授所(専ら客にダンスを教授するための営業に係る営業所で国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの)については、18歳未満の者の立入禁止規制を見直し、18歳未満の者を日出時から午後10時までの時間において営業所に客として立ち入らせることを認めた。

## 平成10年 風営法一部改正

【規制の見直し】

客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業については、4号営業の対象から除外した。

## 「客にダンスをさせる営業」の風営法上の規制概要

### 営業種別(法第2条第1項)

1号	キャバレー等	ダンス+飲食+接待
3号	ナイトクラブ等	ダンス+飲食 (いわゆるクラブ)
4号	ダンスホール等	ダンス

### 風営法上の主な規制

#### 許可制(欠格事由あり)(法第3条第1項、第4条第1項、第2項)

##### 【人的欠格事由】

- ・ 一定の刑に処せられ5年を経過しない者
- ・ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者 等

##### 【物的欠格事由】

- ・ 構造・設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準(客室面積、照度設備、防音設備等)を満たしていないこと 等

#### 営業地域の制限(法第4条第2項第2号)

~ 都道府県条例で定める地域(住居集合地域、保護対象施設(例:病院・学校等)の周囲おおむね100メートルの区域等)での営業を禁止

#### 営業時間の制限(法第13条)

~ 午前0時から日出時までの時間における営業の禁止(都道府県条例により例外化が可能)

#### 照度の規制(法第14条)

~ 国家公安委員会規則で定める数値(1・3号営業5ルクス、4号営業10ルクス)以下の照度で営業を営むことの禁止

#### 騒音及び振動の規制(法第15条)

~ 政令で定めるところ(地域・時間等別に規定)により条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように営業すること

#### 広告及び宣伝の規制(法第16条)

~ 営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法での広告又は宣伝の禁止

#### 客引き等の禁止(法第22条第1号、第2号)

~ 当該営業に関し、客引き及び客引き準備行為をすることの禁止

#### 年少者接待等の禁止(法第22条第3号、第4号)

~ 18歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となってダンスをさせる行為、午後10時から翌日日出時までの間に客に接する業務に従事させる行為の禁止

#### 年少者立入らせの禁止(法第22条第5号)

~ 18歳未満の者を客として営業所に立ち入らせることの禁止

# 風営法の規制の概要

## 飲食店営業に対する規制

日出時～午後10時までの営業は規制の対象外

（法令違反等があった場合の行政処分は可能）

### 【深夜営業に対する規制】

- ① 構造・設備の基準
- ② 深夜遊興の禁止
- ③ 騒音及び振動の規制
- ④ 年少者立入らせの制限（午後10時以降）
- ⑤ その他（照度の規制・客引き等の制限）  
（+ 酒類提供の場合）
- ⑥ 届出制
- ⑦ 営業地域の制限 等

### 深夜遊興の禁止（風営法解釈運用基準：抜粋）

「遊興をさせる」とは、文字どおり遊び興じさせることであるが、法第32条第1項第2号により規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合である。具体的には、次に掲げる行為が「客に遊興をさせること」に当たる。

- ① 不特定多数の客に歌、ダンス、ショウ、演芸、映画その他の興行等を見せる行為
  - ② 生バンドの演奏等を客に聞かせる行為
  - ③ のど自慢大会等客の参加する遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為
- カラオケの使用等については、スポットライト、ステージ、ビデオモニター、譜面等の舞台設備を設けて不特定の客に使用させる行為、不特定の客に歌うことを勧奨する行為、不特定の客の歌をほめはやす行為等が、「客に遊興をさせること」に当たるが、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を作動させる行為等はこれに当たらない。

# ダンススクール・ダンスホールの取扱い

## 規制対象外

公民館等における非営利のダンス講座

ペアダンス以外のダンスをさせる営業  
(例 ヒップホップダンス)

ダンス教授講習機関が実施する指定講習の修了者等  
が教授するダンススクール営業

公益社団法人全日本ダンス協会連合会

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

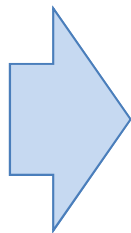
公益社団法人日本ダンス議会

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

一般社団法人日本舞踏教師協会

## 規制対象

上記以外の  
ダンススクール営業  
ダンスホール営業



都道府県公安委員会の許可  
により営業可能

風営法による地域規制等

	風俗営業(3号:飲食+ダンス)		深夜酒類提供飲食店営業(深夜+酒)
	営業できない地域	午前1時まで営業できる地域 (営業延長許容地域)	営業できない地域
法律	良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要がある地域	午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域	善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため
政令	住居集合地域 + 保護対象施設の周辺	風俗営業、深夜酒類提供飲食店営業等の営業所が1km <sup>2</sup> につきおおむね300か所以上の割合で設置されている地域(大規模な繁華街)  かつ 住居集合地域等に隣接しない地域	住居集合地域



# ナイトクラブ等営業を巡る問題

騒音・い集  
年少者の出入り  
店内外における傷害事案・もめごと等

薬物売買・使用容疑  
女性に対する性的事案

## ナイトクラブ等営業に係る検挙・処分状況

	無許可営業 検挙件数	行政処分数
H25	4	5 3
H24	1 2	5 5
H23	2 2	5 8
H22	1 1	3 0
H21	8	1 6
H20	5	1 2

都道府県別 許可・届出件数(H25.12末)

管区	道府県	営業種別	風俗1号営業	風俗2号営業	風俗3号営業	風俗4号営業		計	深夜酒類提供 飲食店営業
						ダンススクール等	ダンスホール等		
合		計	2,602	64,349	391	75	65	140	276,353
北海道	道本	部	32	680	36	3	2	5	16,385
	函館	方面	2	86	1		1	1	2,434
	旭川	方面	18	41	8				4,093
	釧路	方面	15	112	9		1	1	5,015
	北見	方面	6	27	7				1,763
	小計		73	946	61	3	4	7	29,690
東北	青森	県	29	421	9	3	5	8	5,957
	岩手	県	13	674	4		1	1	3,815
	宮城	県	33	1,209	8	8	1	9	5,129
	秋田	県	24	1,063	1				3,254
	山形	県	25	535	6				2,622
	福島	県	89	1,109	5	1	1	2	3,297
	小計		213	5,011	33	12	8	20	24,074
警視	庁		182	7,788	33		5	5	44,074
関東	茨城	県	81	909	2				898
	栃木	県	45	1,191	9	6		6	3,425
	群馬	県	98	943	10		5	5	4,307
	埼玉	県	60	1,459	7				7,626
	千葉	県	104	2,395	10	7	2	9	9,129
	神奈川	県	121	3,850	24	17	2	19	19,474
	新潟	県	57	1,383	3		1	1	4,343
	山梨	県	27	395	6		1	1	1,619
	長野	県	113	1,153	13	11		11	4,738
	静岡	県	167	2,006	11	4	4	8	7,764
	小計		873	15,684	95	45	15	60	63,323
中部	富山	県	60	427	9				1,859
	石川	県	20	785	8				1,824
	福井	県	23	889	7				1,087
	岐阜	県	113	2,623	1	3	5	8	1,382
	愛知	県	61	3,839	19		2	2	4,704
	三重	県	44	794	3		2	2	2,720
	小計		321	9,357	47	3	9	12	13,576
近畿	滋賀	県	21	316	2				836
	京都	府	69	2,166	6		6	6	5,648
	大阪	府	16	2,189	21	1	1	2	12,670
	兵庫	県	17	763	10	2		2	11,812
	奈良	県	1	313	1				389
	和歌山	県	25	461	2				1,841
	小計		149	6,208	42	3	7	10	33,196
中国	鳥取	県	22	105		1	1	2	1,583
	島根	県	47	386					1,902
	岡山	県	32	435	5	1		1	3,060
	広島	県	76	885	6				6,917
	山口	県	57	1,762	2	1	2	3	1,156
	小計		234	3,573	13	3	3	6	14,618
四国	徳島	県	9	284	1		2	2	2,569
	香川	県	19	227	7				1,806
	愛媛	県	25	223	4				3,839
	高知	県	16	156		1		1	875
		小計		69	890	12	1	2	3
九州	福岡	県	156	4,933	17		4	4	18,090
	佐賀	県	11	244	1				1,249
	長崎	県	11	164	1	1		1	4,583
	熊本	県	71	1,779	5	3		3	1,320
	大分	県	40	406	7	1		1	5,486
	宮崎	県	36	1,038	3		3	3	5,330
	鹿児島	県	55	2,374	6				2,643
	沖縄	県	108	3,954	15		5	5	6,012
	小計		488	14,892	55	5	12	17	44,713

- ・ 「ダンススクール等」とは、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業をいう。
- ・ 「ダンスホール等」とは、ダンススクール等以外の風俗4号営業をいう。

平成21年～平成25年 推移一覧

【営業所数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	104,920	102,207	99,994	98,432	96,136
風俗1～4号営業	71,115	69,801	68,875	68,552	67,482
風俗1号営業	3,379	3,128	2,933	2,774	2,602
風俗2号営業	67,034	66,009	65,313	65,215	64,349
風俗3号営業	486	467	442	413	391
風俗4号営業	216	197	187	150	140
深夜酒類提供飲食店営業	272,068	272,049	272,985	273,868	276,353

【風営法違反検挙件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	1,233	1,404	1,312	1,488	1,467
風俗1～4号営業	1,163	1,332	1,255	1,417	1,404
風俗1号営業	52	35	50	24	20
風俗2号営業	1,106	1,294	1,185	1,385	1,378
風俗3号営業	5	3	20	8	4
風俗4号営業					2
飲食店営業	730	665	522	489	501
深夜酒類提供飲食店営業	335	318	280	267	278

【風営法違反検挙人員】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	1,687	1,787	1,728	1,698	1,548
風俗1～4号営業	1,607	1,707	1,638	1,630	1,481
風俗1号営業	58	56	58	35	18
風俗2号営業	1,543	1,648	1,526	1,578	1,461
風俗3号営業	6	3	54	16	1
風俗4号営業				1	1
飲食店営業	609	616	621	608	610
深夜酒類提供飲食店営業	315	321	336	338	357

【行政処分件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	6,848	6,663	6,617	6,432	6,244
風俗1～4号営業	5,259	5,134	5,148	4,897	4,881
風俗1号営業	231	183	170	143	125
風俗2号営業	5,011	4,921	4,919	4,693	4,702
風俗3号営業	15	30	58	55	53
風俗4号営業	2		1	6	1
飲食店営業	1,206	1,423	1,133	1,479	1,486
深夜酒類提供飲食店営業	757	790	589	773	853

【売春関係事犯送致件数】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	276	118	64	58	56
風俗1～4号営業	273	114	62	57	52
風俗1号営業		1			
風俗2号営業	273	113	62	57	52
風俗3号営業					
風俗4号営業					
飲食店営業	54	77	58	30	29
深夜酒類提供飲食店営業	44	47	24	10	9

【売春関係事犯送致人員】	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
風俗営業総数	91	50	33	22	38
風俗1～4号営業	81	41	33	22	33
風俗1号営業		2			
風俗2号営業	81	39	33	22	33
風俗3号営業					
風俗4号営業					
飲食店営業	29	64	26	23	16
深夜酒類提供飲食店営業	19	42	10	8	9